



発行 東京都

目次

●大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）一

○公共測量の終了（五件）.....（都市整備局都市基盤部調整課）六

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）.....（環境局環境改善部化学物質対策課）六

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除.....（同）二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除.....（同）三

○国民健康保険組合規約の一部変更認可.....（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）三

○指定障害福祉サービス事業者の廃止.....（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）三

○指定障害福祉サービス事業者の指定.....（同）四

○都道の区域変更（二件）.....（建設局道路管理部路政課）六

公告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証.....（生活文化局都民生活部管理法人課）九

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出.....（同）九

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出.....（同）九

規則

○特例認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出.....（同）二〇

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六号

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十七年東京都規則第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式（表）中「食事療養・生活療養標準負担額」を「食事療養標準負担額」に

氏名	
生年月日	性別

を

氏名	
生年月日	

に

改め、同様式（裏）中

「1 認定された疾病について治療等を受けるときは、必ずこの医療券に保険証を添えて医療機関等（病院、診療所又は保険薬局）に提示してください。また、次の証の交付を受けている方は、保険証とともに次の証も医療機関等に提示してください。

- (1) 後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証（**認**認定証）
- (2) 高齢受給者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（**高**齢認定証等）」

を

- 「1 認定された疾病について治療等を受けるときは、必ずこの医療券に保険証を添えて医療機関等（病院、診療所又は保険薬局）に提示してください。」
- 「食事療養・生活療養標準負担額」や「食事療養標準負担額」を
- 「(2) 保険証の種類や記号・番号が変わったとき。
- 「(3) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき被保険者証、**④認定証又は高齢認定証等**による医療の給付が受けられるようになったとき（負担割合が変更となったとき又は支給資格がなくなったときも同様が必要です。）。
- 「(2) 保険証の種類や記号・番号が変わったとき。」に改める。

第8号様式（第8条関係）

医療費支給申請書兼口座振替依頼書

公費負担番号 <div style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;">13</div> 受給者番号 住所 氏名 生年 月 日 申請者 氏名	振込先口座 口座番号 口座名義人 電話番号 受給者との続柄	医療機関等証明欄 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">診療月</th> <th rowspan="2">診療日</th> <th rowspan="2">診療科目</th> <th rowspan="2">負担区分</th> <th colspan="4">支払額</th> <th rowspan="2">自己負担額</th> <th rowspan="2">合算</th> </tr> <tr> <th>1割</th> <th>2割</th> <th>3割</th> <th>入院外実額</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	診療月	診療日	診療科目	負担区分	支払額				自己負担額	合算	1割	2割	3割	入院外実額										
診療月	診療日	診療科目					負担区分	支払額					自己負担額	合算												
			1割	2割	3割	入院外実額																				
診療に要した費用の額 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>		申請日 年 月 日 申請者 氏名																								

同意書 本申請に関して、東京都が直接保険者及び医療機関等へ照会し、保険者及び医療機関等が東京都に当該情報を提供することに同意します。 東京都知事 殿 年 月 日 (受給者) 住所 氏名 (申請者) 住所 氏名	委任状 私は、下記の者を代理人と定め、東京都の医療費の請求及び受領に関する権限を委任します。 東京都知事 殿 年 月 日 (委任者) 住所 氏名 (受任者) 住所 氏名
--	--

別記第九号様式を次のように改める。

別記第九号様式(改正案関係)

変更届

医療券 番号	82137	患者氏名	
負担者番号			
受給者番号			

下記の欄は、変更事項のみ、記入してください。

氏名変更日	年 月 日
フリガナ	姓 名
氏名	男 女 生 年 月 日
住所変更日	年 月 日
住所	東京都 区 町 丁目 番 号 (ビル・マンション等、部屋番号、芳香を記入してください)
保険変更日	年 月 日
種類	協会・職員・日雇・組合・共済・国保・後期高齢・退職
保険者番号	被保険者 本人・家族
記号	
番号	負担割合※ 1割・2割・3割
氏名変更日	年 月 日
フリガナ	姓 名
氏名	
住所変更日	年 月 日
住所	東京都 区 町 丁目 番 号 (ビル・マンション等、部屋番号、芳香を記入してください)

(注) 患者氏名、住所を変更したときは、住民票の写しを添付してください。
上記のとおり変更しましたので開けます。

年 月 日

届出者氏名

東京都知事

患者との関係 ()

受理年月日	年 月 日	收受印欄
-------	-------	------

(日本工業規格A列4部)

附則

- この規則は、平成三十年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)別記第二号様式による医療券で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則別記第二号様式による医療券とみなす。
- この規則の施行の際、旧規則別記第八号様式及び第九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年東京都条例第二百二十三号。以下「一部改正条例」という。)附則第六項の規定により医療費の助成を受ける者に係る一部改正条例による改正後の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例第七条第一項の規定に基づく医療券を交付する場合には、別記附則様式によるものとする。
- 前項に規定する医療券の交付は、施行日前においても行うことができる。


別記
附則様式

(表 面)

<div style="text-align: center;"> 部 医療券 <small>(本人負担有り)</small> </div>						
負担者番号	8	2	1	3	7	
受給者番号						X
住所						
氏名						
生年月日						
薬物名						
有効期間						
月額自己負担 限度額						
助成内容						

上記のとおり決定します。

年 月 日



大きさ
〔縦 140ミリメートル〕
〔横 90ミリメートル〕

(裏 面)

注 意 事 項

- 認定された疾病について治療等を受けるときは、必ずこの医療券に保険証及び自己負担限度額管理票(別紙)を添えて医療機関等(病院、診療所又は保険薬局)に提示してください。東京都の契約医療機関等では、医療券の表面に記載された金額を限度とする患者一部負担額を医療機関等に支払うこととなります。
なお、入院時の食事療養・生活療養標準負担額は、助成の対象となりません。
また、次の証の交付を受けている方は、保険証とともに次の証も医療機関等に提示してください。
 - 後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証(※認定証)
 - 高齢受給者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証(高齢認定証等)
 ※ 東京都と契約していない医療機関等では、この医療券は使えません。保険を適用した自己負担額が上記患者一部負担額を超える場合は、医療費支給申請の手続きをしてください。
- 次の場合は、この医療券を区市町村の担当窓口持参し、変更の手続きをしてください。
 - 氏名や住所を変更したとき(住民票の写しが必要です。)
 - 保険証の種類や記号・番号が変わったとき。
 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき被保険者証、認定証又は高齢認定証等による医療の給付が受けられるようになったとき(負担割合が変更となったとき又は受給資格がなくなつたときも同様が必要です。)
- 次の場合は、理由を添えてこの医療券を区市町村の担当窓口へお返しください。
 - 有効期間が満了したとき。
 - 都外へ転出したとき。
 - 生活保護などの医療給付を受けられるようになったとき。
 - 治ゆ、死亡などにより、この医療券を使用しなくなつたとき。
 - その他条例に定める要件に該当しなくなつたとき。
- この医療券を破損し、汚し、又は紛失したときは、区市町村の担当窓口で医療券の再交付の手続きをしてください。

別紙

(表)

自己負担限度額管理票(東京都大気汚染医療費助成用)

受給者氏名	受給者番号								
-------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月分 月額自己負担限度額 円

下記のとおり月額自己負担限度額に達しました。

確認欄	日付	医療機関名	確認印
月日			
月日			

日付	医療機関名	自己負担額	月額自己負担額累計額	自己負担額徴収印
月日				
月日				

大きさ
縦 [89ミリメートル]
横 [174ミリメートル]

(裏)

日付	医療機関名	自己負担額	月額自己負担額累計額	自己負担額徴収印
月日				
月日				
月日				

告示

●東京都告示第千四百四十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 北区岩淵町地内
- 四 測量の期間 平成二十九年六月十五日から同年七月十四日まで

●東京都告示第千四百四十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（二級基準点測量及び三級基準点測量）
- 三 測量の区域 葛飾区西水元一丁目、西水元二丁目、西水元三丁目及び西水元四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年三月一日から同年五月三十一日まで

●東京都告示第千四百四十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）
- 三 測量の区域 葛飾区亀有二丁目、亀有三丁目及び青戸八丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年五月一日から同月三十一日まで

●東京都告示第千四百四十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 足立区佐野一丁目及び六木二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十六日から平成二十九年六月三十日まで

●東京都告示第千四百四十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江戸川区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量（地籍調査及び基準点測量）
- 三 測量の区域 江戸川区篠崎町三丁目及び篠崎町四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月十一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千四百四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

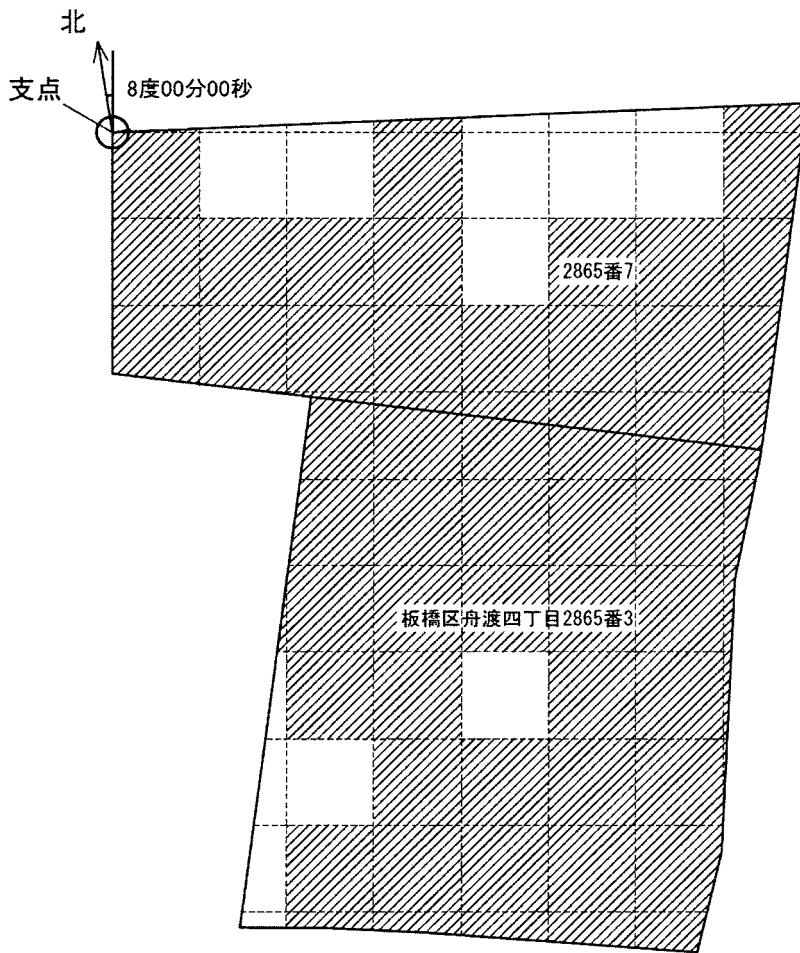
平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区舟渡四丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

支点

支点は、板橋区舟渡四丁目2865番7の最北端とする。

格子の回転角度(8度00分00秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百四十九号

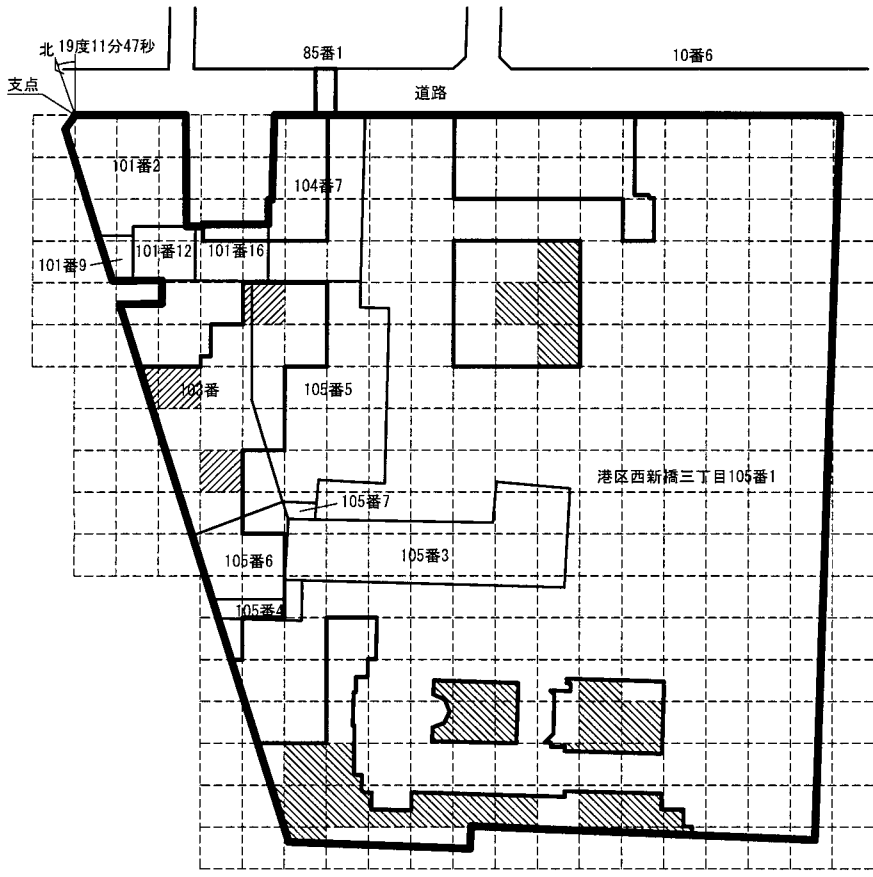
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区西新橋三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに水銀及びその化合物

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象範囲
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第819号により指定した区域)

【支点】

支点は、港区西新橋三丁目101番2の最北端とする。

【格子の回転角度(19度11分47秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百五十号

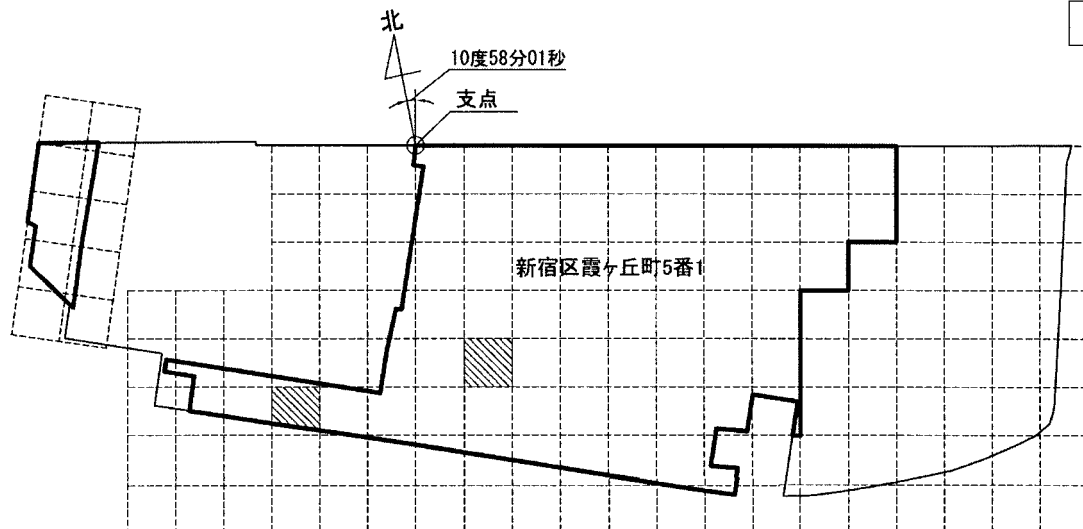
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡 例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 調査範囲
 - ▨ 形質変更時要届出区域

支 点

支点は、調査範囲の最北端とし、座標を下表に示す。

X	Y
-35452.084	-10678.105

※本座標は、測量法（昭和24年法律第188号）により、日本測地系座標計算によって作成した。

格子の回転角度(10度58分01秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百五十一号

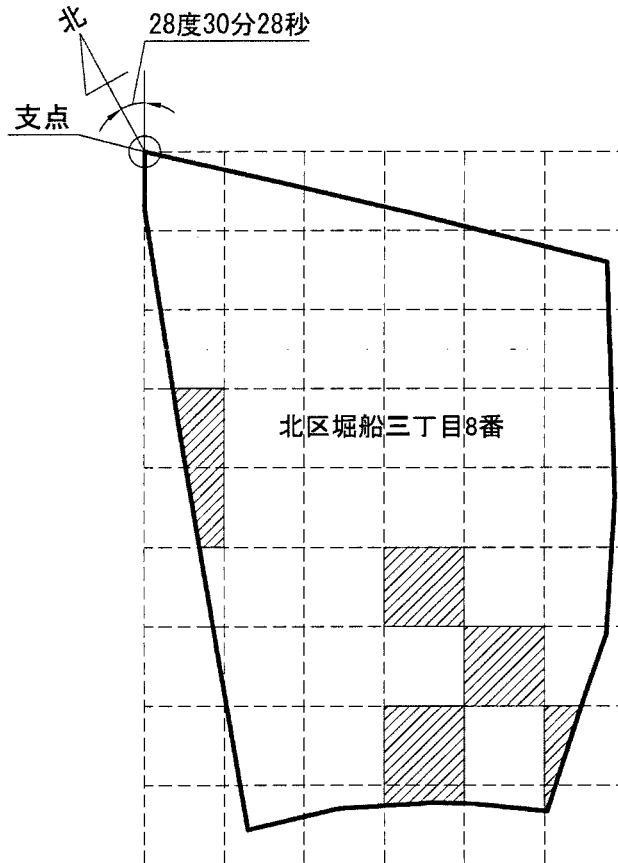
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区堀船三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

支点

支点は、北区堀船三丁目8番の最北端とする。

格子の回転角度(28度30分28秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百五十二号

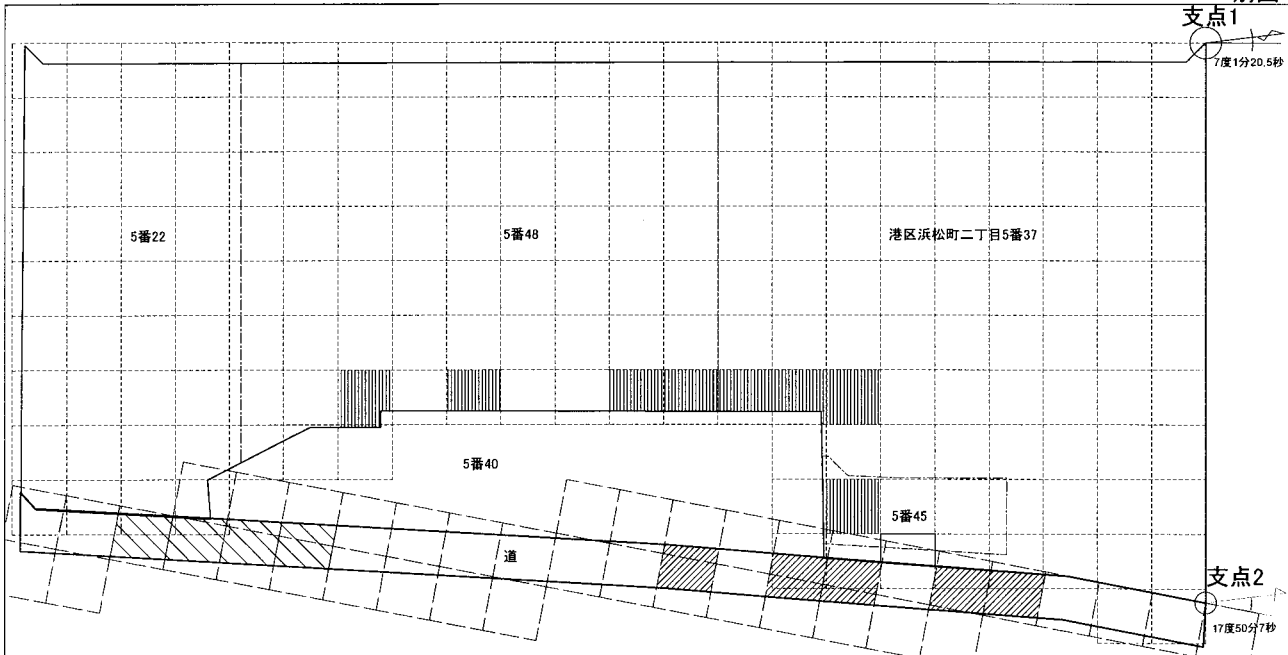
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第九百九十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同條第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> —: 調査対象地 ---: 境界 - - -: 単位区画(支点1の格子) - - -: 単位区画(支点2の格子) : 指定を解除する区域 ▨: 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第940号により指定した区域) ▧: 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第997号により指定した区域) 	<p>【支点1】 支点は、港区浜松町二丁目5番37の最北端とする。</p> <p>【支点1 格子の回転角度(7度1分20.5秒)】 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。</p>	<p>【支点2】 支点の位置は、X=-38114.410、Y=-6899.033とする。 支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。 (座標値は、座標系測地成果2000)</p> <p>【支点2 格子の回転角度(17度50分7秒)】 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。</p>
--	---	--

●東京都告示第千四百五十三号

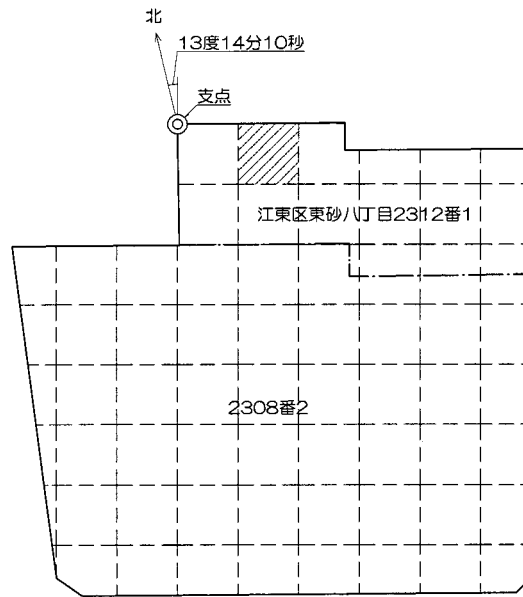
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千二百二十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区東砂八丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】
支点は、江東区東砂八丁目2312番1の最北端とする。

【格子の回転角度(13度14分10秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画線
	指定を解除する区域

●東京都告示第千四百五十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京土建国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に栃木県栃木市及び栃木県小山市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成二十九年八月十六日

●東京都告示第千四百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十六條第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人福祉ふれあいねっとわーく	NPOふれあいねっとわーく	板橋区高島平8-10-4	平成29年5月31日
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	ワーカーズコープバル赤羽	北区志茂4-11-9 渡辺ビル1階	平成29年6月1日
有限会社カンノ	ケア・サービスあざみ	世田谷区経堂2-10-6 サウスビル101	平成29年6月20日
株式会社ツクイ	ツクイ新宿早稲田	新宿区早稲田鶴巻町518 斉藤ビル3階	平成29年6月30日
有限会社F・Y・F	藤澤介護サービス	杉並区松ノ木3-20-6 日信コーポ102	同日
有限会社すみれケアサービス	すみれケアサービス	荒川区荒川4-20-1	同日
社会福祉法人龍鳳	ライフパートナーさくら	東久留米市氷川台2-31-22 コーポ桜201号室	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人福祉ふれあいねっとわーく	NPOふれあいねっとわーく	板橋区高島平8-10-4	平成29年5月31日
株式会社桜丘在宅サービスセンター赤とんぼ	桜丘訪問介護サービス赤とんぼ	世田谷区桜丘5-16-9-8	平成29年6月1日
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	ワーカーズコープバル赤羽	北区志茂4-11-9 渡辺ビル1階	同日
有限会社メイプルハンド	ケア・サービスあざみ	町田市野津田町2662-1	同日
有限会社カンノ	ケア・サービスあざみ	世田谷区経堂2-10-6 サウスビル101	平成29年6月20日
株式会社ツクイ	ツクイ新宿早稲田	新宿区早稲田鶴巻町518 斉藤ビル3階	平成29年6月30日
有限会社F・Y・F	藤澤介護サービス	杉並区松ノ木3-20-6 日信コーポ102	同日
有限会社すみれケアサービス	すみれケアサービス	荒川区荒川4-20-1	同日
社会福祉法人龍鳳	ライフパートナーさくら	東久留米市氷川台2-31-22 コーポ桜201号室	同日

サービスの種類 同行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいほろひたすけあいワーカーズもも	訪問介護サービスもも	江戸川区船堀6-11-25 BRICK&WOOD1階	平成29年6月1日
有限会社多摩たんぼ介護サービスセンター	多摩たんぼヘルパーステーション	三鷹市大沢1-18-10	平成29年6月15日
セントケア東京株式会社	セントケア墨田	墨田区吾妻橋2-2-4 フェスティワン5階	平成29年6月30日
有限会社F・Y・F	藤澤介護サービス	杉並区松ノ木3-20-6 日信コーポ102	同日
アースサポート株式会社	アースサポート日野	日野市豊田2-45-1	同日

サービスの種類 行動支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人龍保	ライフパートナーさくら	東久留米市永川台2-31-22 コーポ桜201号室	平成29年6月30日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社創福社出版	グループホームくすのき	大田区東雪谷5-6-4	平成29年6月30日

●東京都告示第千四百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項の規定により、平成二十九年七月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
西株式会社	西ケアステーション	港区高輪2-14-9 三愛ビル梅館201		
株式会社スイス	寿支寿訪問介護事業所	港区高輪2-15-11-601		
特定非営利活動法人ストリートワークスコープぼたらか	ぼたらかケアセンター	墨田区八広6-1-8	身体障害者	難病等対象者
株式会社まくらケア	板橋町総合支援サービス	世田谷区新町2-7-2 富岡ビル3階		
特定非営利活動法人グローイングビーズウィル	居宅・同行支援事業所アンサンブル	杉並区西荻北2-2-16 オーシャンアート202		
株式会社ツクイ	ツクイ・サンフォレスト東池袋	豊島区東池袋5-43-6 グレイプスI東池袋1階		
東京キャリアスタッフ株式会社	東京キャリアスタッフ株式会社	北区上中里3-6-10		
一般社団法人俊羽会	ケアサポートわくわく	板橋区徳丸1-20-20 シュウカーネルII207		
株式会社 ツルガ	ツルガ・立石店	葛飾区立石7-3-12		
一般社団法人水澤	ケアステーションここのすけ	狛江市岩戸南1-4-9 岩田屋ビル302		

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
西株式会社	西ケアステーション	港区高輪2-14-9 三愛ビル梅館201		
株式会社スイス	寿支寿訪問介護事業所	港区高輪2-15-11-601		
特定非営利活動法人ストリートワークスコープぼたらか	ぼたらかケアセンター	墨田区八広6-1-8	身体障害者	難病等対象者
株式会社まくらケア	板橋町総合支援サービス	世田谷区新町2-7-2 富岡ビル3階		
特定非営利活動法人グローイングビーズウィル	居宅・同行支援事業所アンサンブル	杉並区西荻北2-2-16 オーシャンアート202		
株式会社ツクイ	ツクイ・サンフォレスト東池袋	豊島区東池袋5-43-6 グレイプスI東池袋1階		
東京キャリアスタッフ株式会社	東京キャリアスタッフ株式会社	北区上中里3-6-10		
一般社団法人俊羽会	ケアサポートわくわく	板橋区徳丸1-20-20 シュウカーネルII207		
株式会社 ツルガ	ツルガ・立石店	葛飾区立石7-3-12		
一般社団法人水澤	ケアステーションここのすけ	狛江市岩戸南1-4-9 岩田屋ビル302		

サービスの種類 同行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
西株式会社	西ケアステーション	港区高輪2-14-9 三愛ビル梅館201		
株式会社スイス	寿支寿訪問介護事業所	港区高輪2-15-11-601		
株式会社まくらケア	板橋町総合支援サービス	世田谷区新町2-7-2 富岡ビル3階		
特定非営利活動法人グローイングビーズウィル	居宅・同行支援事業所アンサンブル	杉並区西荻北2-2-16 オーシャンアート202		
株式会社 エリアスタ	訪問介護いじいぐ	練馬区大泉町1-44-17		
株式会社 ツルガ	ツルガ・立石店	葛飾区立石7-3-12		
一般社団法人水澤	ケアステーションここのすけ	狛江市岩戸南1-4-9 岩田屋ビル302		

サービスの種類 行動支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社日本介護センター	日介センター杉並	杉並区大宮1-8-12 ギャレリア杉並203号		
一般社団法人俊羽会	ケアサポートわくわく	板橋区徳丸1-20-20 シュウカーネルII207		

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
一般社団法人福祉心結会	しんわ常盤支所	町田市常盤町3200-1 ルーラルヘルズ2階B号室		知的障害者

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
一般社団法人 GGサポート	生活訓練バザンバ	狛江市和泉本町1-9-4		精神障害者

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社Kaen	Kaen代々木	渋谷区代々木1-4-1 ユニゾ代々木一丁目ビル1階	精神障害者			
株式会社ヒューマングロー	ヒューマングロー 葛西駅前	江戸川区葛西西6-2-8	身体障害者 (内部障害)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
一般社団法人すまいるフラワー	すまいるフラワー	世田谷区緑田4-10-19 ストレンジャーイズ1階	身体障害者(肢体不自由)	知的障害者
特定非営利活動法人 多摩川流域生活支援ネットワーク	ボラリスワーク	青梅市富岡1-168	知的障害者	
特定非営利活動法人このもかのも	あんだんて	昭島市中神町1157番地30	精神障害者	
社会福祉法人マザアス	就労継続支援B型事業所 マザアス	清瀬市松山1-4-20 松葉ビル203号	精神障害者	

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業者の名称	事業所の所在地
一般社団法人HAL	グループホーム トネリコ	大田区多摩川1-35-13
特定非営利活動法人自律支援センターさぼーと	カ・サ・ダ・アルティスタ	北区
ハートランド株式会社	ハートランド	青梅市東青梅1-13-1 ベリッチフォード東青梅2F

●東京都告示第千四百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 御蔵島環状

二 変更の区間 御蔵島村字ウスナンゴ千二百七十五番地内から同所千二百七十番地内まで

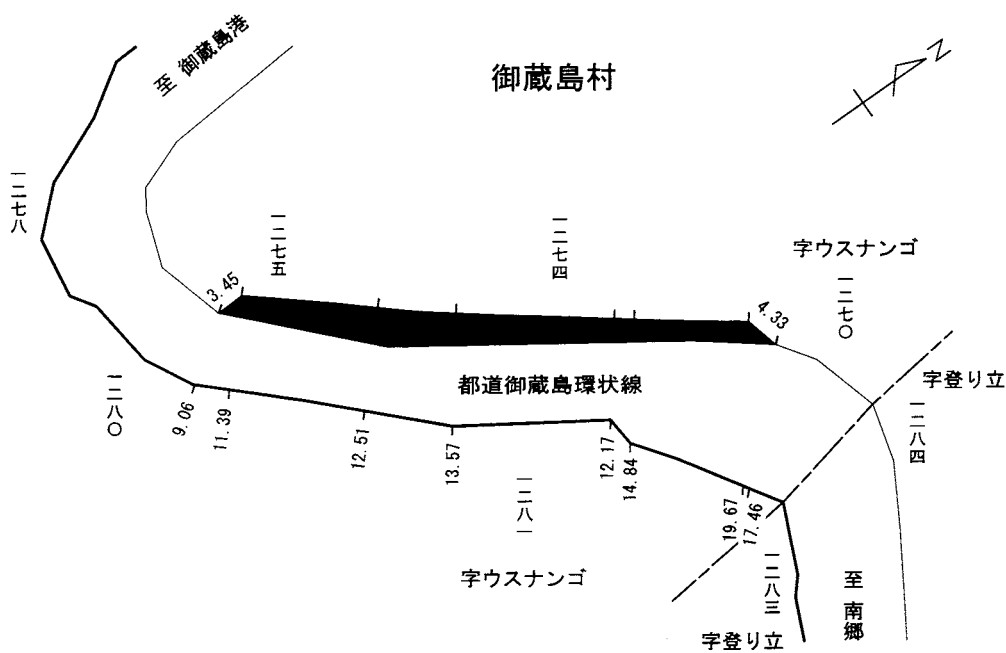
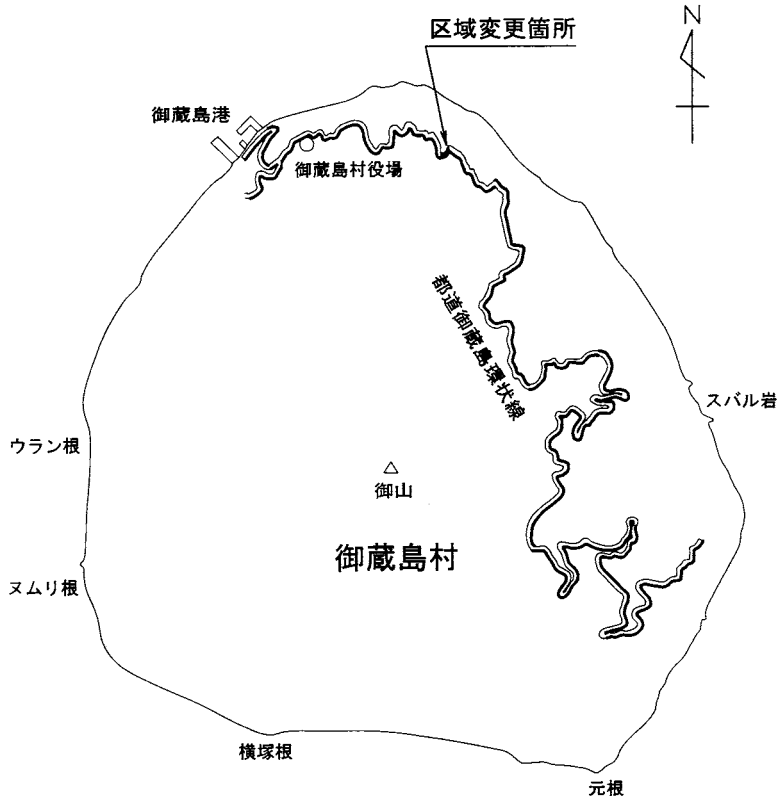
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道御蔵島環状線区域変更略図
御蔵島村地内

編入区域
 都道

延長 六七・一六メートル
 面積 二二二・〇八平方メートル



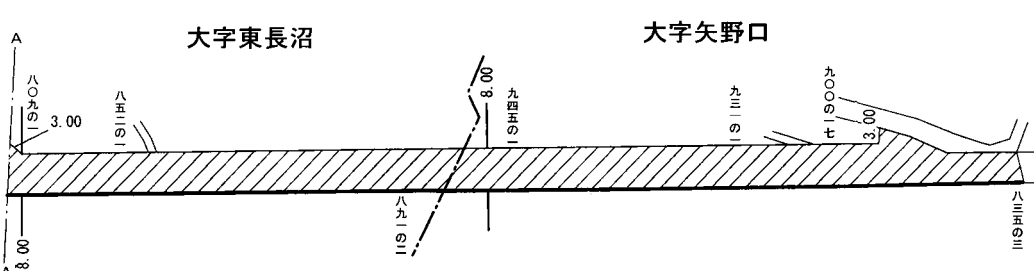
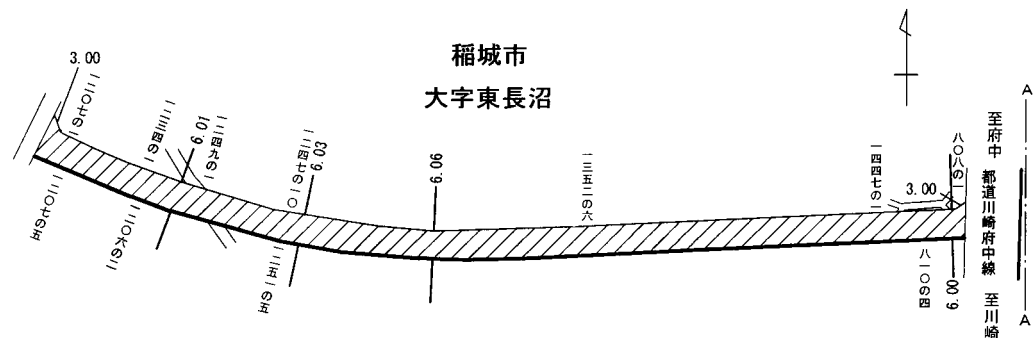
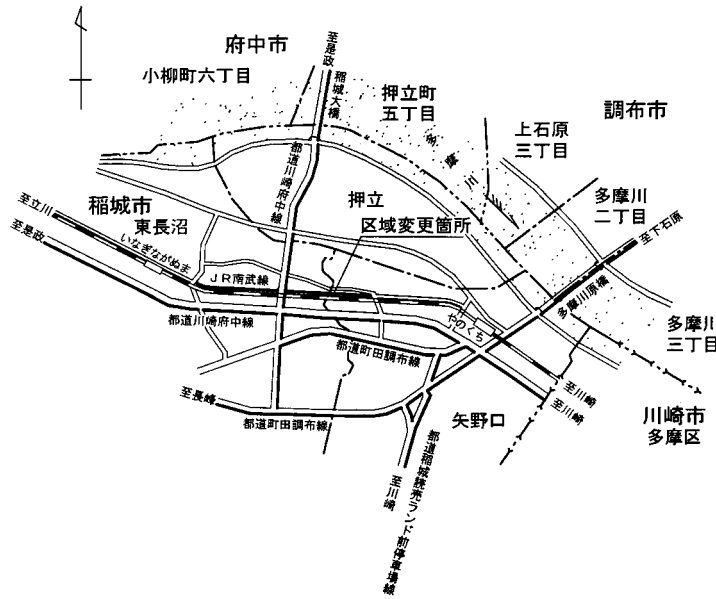
別図

●東京都告示第千四百五十八号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十九年九月二十一日から起算し

都道川崎府中線区域変更略図

稲城市大字矢野口～大字東長沼

都道
 市道
 廃止区域
 延長 九一六・六八メートル
 面積 六、四二四・二七平方メートル



て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十九年九月二十一日
 東京都知事 小池百合子
 川崎府中

二 変更の区間
 稲城市大字矢野口字宿八百三十五番三地先から同市大字東長沼字四号千二百七番五地先まで
 三 変更の概要
 別図表示のとおり

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
条第二項第一号に掲げる事項に係る定款の変更についての
同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第
五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行
に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二
十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会

二 代表者の氏名

羽毛田 信吾

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷二丁目九番八号

四 認証年月日

平成二十九年七月二十五日

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ
ったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進
法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二
百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公

告する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本を美しくする会

二 代表者の氏名

利 哲雄

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿六丁目十二番六〇一号

一 名称

特定非営利活動法人まちのすみかの会

二 代表者の氏名

青木 敏隆

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田淡路町一丁目十五番十二

一 名称

特定非営利活動法人日本医療政策機構

二 代表者の氏名

黒川 清

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

一 名称

特定非営利活動法人シヤプラーニール市民による海外協

力の会

二 代表者の氏名

岩城 幸男

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西早稲田二丁目三番一号

一 名称

特定非営利活動法人シービーアイ教育文化交流推進委

員会

二 代表者の氏名

小西 菊文

三 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市中原二丁目十六番九号

四 その他の事務所の所在地

(一) 東京都三鷹市北野四丁目九番九号 ベネッセBー

〇ー

(二) マヒンダラマロード、エトウルコッテ、スリジャヤ

ワルダナプラコッテ、スリランカ

(三) ジャランマンパンプラバタンナンバー十五(三十六

D)、ジャカルタ、インドネシア

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変
更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があつたの
で、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行
条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十
三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十九年九月二十一日
東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人環境文明二十一

二 代表者の氏名

加藤 三郎

藤村 コノエ

三 主たる事務所の所在地

東京都大田区田園調布二丁目二十四番二十三ー三〇一
号

一 名称

特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会

二 代表者の氏名

兼間 道子

高畑 敬一

田中 尚輝

三 主たる事務所の所在地

東京都港区芝公園二丁目六番八号

特例認定特定非営利活動法人の代表者の氏名
の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二
条において準用する同法第五十三條第一項に規定する代表
者の氏名の変更の届出があつたので、同法第六十二條にお
いて準用する同法第五十三條第二項及び特定非営利活動促
進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第
二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり
公告する。

平成二十九年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人すみだ学習ガーデン

二 代表者の氏名

武本 浩和

三 主たる事務所の所在地

東京都墨田区東向島二丁目三十八番七号

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 五〇円

六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝 美 印 刷 株 式 会 社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001